

## (仮称) 都市計画道路 諏訪バイパスの 環境アセスメントの方法書の手続が始まります

国土交通省は、昨年11月に(仮称)都市計画道路 諏訪バイパス(一般国道20号(長野県諏訪市～下諏訪町間))について、バイパス案(山側ルート)で整備するという「対応方針」を決定しました。

これにより「計画段階評価」の手続が終了し、今後は、「環境影響評価(環境アセスメント)(※1)」を実施しながら、都市計画変更の手続へと進みます。

このたび、都市計画決定権者である長野県により環境影響評価法に基づく(仮称)都市計画道路諏訪バイパスの「環境影響評価方法書(※2)」が作成され、以下により公表(縦覧)されます。

茅野市は、事業実施区域には含まれませんが、事業実施区域の周囲に位置します。この方法書について、環境の保全の見地からご意見をいただくため、以下の通り公表し、説明会を開催します。



### (仮称) 都市計画道路 諏訪バイパスに関する 「環境影響評価方法書」の公表と住民説明会を開催します

#### 縦覧場所および意見書の提出先

長野県諏訪建設事務所整備課 〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644番10号 ☎57-2936

茅野市役所建設課 〒391-8501 茅野市塚原2丁目6番1号 ☎72-2101(内線522)

縦覧期間 4月27日(木)～5月31日(水) 午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日、国民の祝日を除く)

#### インターネットによる公表

長野県諏訪建設事務所ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/suwaken/>)

意見書の提出期限 6月14日(水) 午後5時15分まで

説明会 説明会は諏訪市および下諏訪町で開催します。

詳しくは、長野県諏訪建設事務所ホームページをご覧ください。

#### ※1 「環境影響評価(環境アセスメント)」とは？

開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

#### ※2 「環境影響評価方法書」とは？

これから行う環境アセスメントの方法の案を伝えるものです。

- 対象事業の目的および概要
- 対象事業が実施されるべき区域およびその周囲の概況
- 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法

問い合わせ 建設課 建設関連・バイパス対策係 ☎72-2101(内線522)